

令和 8 年度事業計画

社会福祉法人 信 成 会

I 事業・目的

1 社会福祉事業

社会福祉法人信成会は、多様な福祉サービスが、利用者一人一人の意向を尊重して総合的に提供されるよう、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

障害者支援施設ふるさと学園の経営
(施設入所支援)
(生活介護)

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営
(居宅介護)
(同行援護)
(行動援護)
(短期入所)
(共同生活援助)
(就労継続支援B型)

(ロ) 障害児通所支援事業の経営

(ハ) 相談支援事業の経営

(ニ) 移動支援事業の経営

2 公益事業

利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

日中一時支援事業

3 収益事業

利用者の通院時における待ち時間などの負担軽減及び職員の効率的な業務遂行並びに健康保持のための適切な措置等を目的として、次の事業を行う。

保険診療事業

II 基本理念

社会福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法等に基づき、知的障害をもつ人々が心身ともに健やかに育成され、社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、環境・年齢・心身の状況に応じて必要な福祉サービスが総合的に提供されるよう援助します。

●その1 当事者意識：本人・家族の身になって考え、支援します。

●その2 安心、安全：自然豊かな環境や食材等、危険防止、健康管理につとめます。

●その3 すべてのライフステージにおける支援：出生前から乳幼児期、学齢期、青年期、成人期、高齢期のすべてにおいて切れ目なく、本人と家族その他取り巻く人々を支える場をめざします。

●その4 地域とともに、地域のために：知的障害や発達障害への理解をすすめるため積極的に地域と交流するとともに、地域の社会資源としての役割を認識し、地域に貢献します。

III 運営方針

- (1) 障害者福祉に求められる不変の理念として、障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にし、人間としての個性、主体性、可能性を尊び、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。
- (2) 障害のある人たちが、年齢、障害の状態などにかかわらず社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。
- (3) 施設の専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、生き生きと充実した人生が送れるよう支援し、変化する時代の要請に対応します。
- (4) 常に民間社会福祉事業としての先駆性・独自性を自覚し、活力ある施設運営に努め、施設機能の向上、地域福祉の充実・発展に寄与できるよう努力します。
- (5) 日中及び夜間において、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方々に対して、活動の場、安心・安全に生活できる場を提供し、家族の一時的な休息の時間を確保できるよう支援します。
- (6) 利用者一人ひとりが安心・安全に生活し、豊かな人生を送れるよう、施設設備及び備品等の対応、職員配置の対応、職員研修の充実等を適切に行ないます。

1 対象事業：生活介護・施設入所支援・短期入所・日中一時支援

基本理念に基づき、運営規程及び運営方針に則り利用者に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護及びその自立に必要な支援を適切に行うものとします。

(事業内容)

- ① 入浴、排せつ及び食事等の支援
- ② 調理、洗濯及び掃除等の家事支援
- ③ 生活に関する相談及び助言
- ④ 創作的活動又は生産活動の機会の提供
- ⑤ 身体機能または生活能力の向上のために必要な援助
- ⑥ 介護者のレスパイトサービスとしての役割

2 対象事業：居宅介護・同行援護・行動援護・移動支援

基本理念に基づき、運営規程及び運営方針に則り利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その有する能力に応じ自立した地域生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援・援助を適切に行うものとします。

事業の実施にあたっては、必要とするときに必要な障害福祉サービスの提供ができるように努めるとともに、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と密接な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとします。

(事業内容)

- ① 入浴、排せつ及び食事等の支援
- ② 調理、洗濯及び掃除等の家事支援
- ③ 行動する際の危険を回避するために必要な支援

- ④ 外出時における移動中の支援
- ⑤ その他行動する際に必要な適切かつ効果的な支援・援助等

3 対象事業：共同生活援助

基本理念に基づき、運営規程及び運営方針に則り、利用者が地域において共同して自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう、必要な支援を適切に行うこととします。

利用者一人ひとりが安心・安全に生活し、豊かな人生を送れるよう、施設設備及び備品等の対応、職員配置の対応、支援内容の充実等を適切に行ないます。

（事業内容）

- ① 入浴、排せつ及び食事等の支援
- ② 調理、洗濯及び掃除等の支援
- ③ 日常生活等に関する相談及び助言
- ④ 健康管理及び金銭管理の援助
- ⑤ 余暇活動の支援及び地域活動、地域交流の支援
- ⑥ 行政機関等に対する手続き等の代行等
- ⑦ 地域行事等への積極的な参加

4 対象事業：放課後等デイサービス・児童発達支援

基本理念に基づき、運営規程及び運営方針に則り、利用児及び利用児の保護者の意見あるいは利用児の保護者の立場に立った適切なサービス提供の確保、日常生活における基本的動作を習得するとともに、遊びなどを通じて集団生活に適應することができるように適切な支援を行ないます。また、就学児に対しては学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を適切に行なうこととします。

利用児一人ひとりが安心・安全に生活し、豊かな人生を送れるよう、施設設備及び備品等の対応、職員配置の対応、支援内容の充実等を適切に行ないます。

（事業内容）

- ① 更衣、排泄の他日常生活を営むために必要な訓練と集団生活適応訓練
- ② 創作的活動及び作業活動の支援
- ③ 地域交流の機会の提供
- ④ 余暇の提供
- ⑤ 健康管理
- ⑥ 利用児及び保護者の悩みに対する相談及び助言

5 対象事業：一般相談支援

基本理念に基づき、運営規程及び運営方針に則り、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じて、適切かつ効果的なサービスの提供に努めることとします。

（事業内容）

- ① 地域における生活に移行するための活動に関する支援
- ② 障害福祉サービスの体験的な利用時の支援

- ③ 関係機関との連絡調整
- ④ 緊急の事態における支援及び連絡体制の確保等

6 対象事業：保険診療事業

利用者の通院時の負担等を軽減するとともに、診療・処置・処方等により迅速な対応に配慮し、サービスの向上を図るものとします。

（１）利用者の病状、心身の特性及び状況等を踏まえて、診療上の管理、看護並びに医学的管理下における必要な保険診療を実施します。

（２）利用者の立場に立ち、可能な限り施設内で保険診療を実施するとともに、状況に応じ関係する地域の保健・医療・福祉サービス機関及び関係市町村等と密接な連携に努め、適切な保険診療を実施します。

7 対象事業：就労継続支援B型事業

基本理念に基づき、運営規程及び運営方針に則り、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとします。

利用者一人ひとりが意欲的に仕事に取組み、生きがいを感じることが出来るよう、施設設備及び備品等の対応、職員配置の対応、支援内容の充実等を適切に行ないます。

（事業内容）

- ① 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- ② 就労の機会の提供及び生産活動（お菓子作り、各種請負作業、農作業等）
- ③ 施設外支援、施設外就労の実施
- ④ 生活相談
- ⑤ 健康管理

Ⅳ 令和８年度の重点目標

１．利用児・利用者の意思決定支援の強化

利用児・利用者一人ひとりの思い・目標・課題を丁寧に聞き取り、自己実現につながる支援を行います。多様なニーズを的確に把握するため専門性を高め、意思決定支援のプロセスを職員全体で共有し、尊厳を守る支援体制を整えます。

２．虐待防止の徹底

虐待防止マニュアルやセルフチェック表を活用し、研修やケース検討を通じて職員間の共通理解を深めます。「虐待を起こさない・見逃さない」組織文化を育み、早期発見・早期対応ができる体制を維持します。

３．サービスの質の向上

利用児・利用者および家族の視点に立ち、安心・安全な環境のもと、生活の質の向上を目指した多様なプログラム（機能訓練・創作活動・教養活動・軽作業・レクリエーション・外出支援・社会参加など）を充実させます。高齢化や障害特性に応じた個別支援を強化し、「いきがい」につながる体験を提供します。

４．人材確保と育成

学校訪問やSNSの活用など採用活動を引き続き行いながら人材の確保に取り組みます。また、専門性向上のための研修受講、資格取得支援、WEB教材の活用を進め、学び続ける組織づくりを推進します。職員の声を尊重し、働きやすい職場環境の整備に努めます。

５．経営基盤の安定化

法令・制度改正への適切な対応と財務管理の徹底により、安定した経営を維持します。機関紙やホームページ等を活用した情報公開を進め、透明性の高い法人運営を実践します。また、利用児・利用者の確保に向けた取り組みを継続します。

６．地域福祉の拠点としての役割

開かれた施設のイメージを広げ、地域住民が気軽に相談できる環境を整えます。地域団体・民生委員・学校・ボランティア等との連携を深め、地域行事への参加や受け入れを積極的に行います。「かごしまおもいやりネットワーク事業」等を通じ、地域に信頼される社会福祉法人としての使命を果たします。

７．BCP（事業継続計画）に基づく運営

自然災害や感染症などの緊急事態に備え、事業継続および早期復旧が可能となる体制を維持・強化します。定期的な訓練や見直しを行い、利用者の安全確保を最優先とした対応力を高めます。

８．健康管理の強化

健康診断や日々のバイタルチェックを継続し、医師・理学療法士等の指示に基づき個々の状態に応じた支援を行います。高齢化に対応し、残存機能の維持・向上を目指した

取り組みを進めます。

９．デジタル活用（DX）の推進

記録業務の効率化、情報共有の迅速化、ICT機器の活用など、デジタル化を段階的に進めます。職員の負担軽減と支援の質の向上を両立し、視覚的な情報提供や一貫した支援体制により、利用者にとっても理解しやすく安心できるサービス提供につなげます。

Ⅴ 支援方針

１ 利用されている方々が安全で健康的な生活を送れるよう、心身の状態を継続的に把握し、衛生管理・食事・健康管理体制の充実を図ります。

２ 食事・睡眠・排泄などの基本的生活習慣の確立を支援するとともに、人としてのやさしさや思いやりの心を育み、ルールやマナーの習得を促し、社会生活への適応力を高めます。

３ 一人ひとりの障害特性や興味・関心を踏まえ、個別性に応じた創作活動や余暇活動を提供し、生き活きとした日々を過ごせるよう支援します。

４ 日常生活訓練・作業訓練・就労体験等を通じて、成就感や自己肯定感を育み、意欲的に取り組む姿勢と自立的な生活習慣の形成を図ります。

５ 教育・文化・スポーツ等の活動に積極的に参加し、地域社会との交流を深める機会を広げ、明るく心豊かで生きがいのある生活の実現を目指します。

６ 職員は、利用される方々のあるがままを受容し、誠意をもって適切な支援を提供するとともに、社会福祉法人としての社会的責務に応えられるよう、専門性の向上と研鑽に努めます。

７ 施設を可能な範囲で開放し、地域とのふれあいを大切にしながら、地域福祉の発展に寄与する拠点となることを目指します。

８ 利用児に対して、生活能力の向上に必要な訓練や遊び、集団生活への適応支援、社会との交流促進など、子どもの発達段階に応じた適切な支援を行い、利用児および保護者の立場に立ったサービス提供を確保します。

９ 働くことを希望する利用者に対して、就労の機会提供と、就労に必要な知識・能力の習得支援を行い、社会参加の促進を図ります。

１０ 利用者一人ひとりの笑顔があふれ、安心して過ごせる雰囲気づくり・環境づくりに努め、誰もが心地よく生活できる施設運営を目指します。

１１ 災害・感染症等のリスクに備え、危機管理体制の強化と職員の対応力向上を図り、利用者の安全確保を徹底します。

職員の職種別現員数 (令和8年4月1日見込み)

<ふるさと学園・すてっぷはうす>

- ・園長（管理者）：1人
- ・サービス管理責任者：3人
- ・サービス提供責任者：1人
- ・看護師：5人
- ・生活支援員（非常勤含む）：67人
- ・管理栄養士：1人
- ・調理員：8人
- ・世話人：9人
- ・事務員（非常勤含む）：5人

<ふるさとの森・ふるさとの森ひろば・ひろば2>

- ・管理者：1人
- ・児童発達支援管理責任者：3人
- ・保育士、児童指導員：15人

<ふるさとのWA>

- ・管理者：1人
- ・サービス管理責任者：1人
- ・職業指導員：1人
- ・生活支援員：3人
- ・目標工賃達成指導員：1人

Ⅵ 事業体系について

1 給付別実施事業

(1) 介護給付

- ① 居宅介護（区分1～6）
- ② 重度訪問介護（区分4～6、区分3例外あり）
- ③ 同行援護（視覚障害児・者）
- ④ 行動援護（区分3～6）
- ⑤ 短期入所（宿泊）（区分1～6）
- ⑥ 生活介護（区分3～6、50歳以上の区分2）
- ⑦ 施設入所支援（区分4～6、50歳以上の区分3）

(2) 訓練等給付

- ① 共同生活援助（区分1～6）
- ② 就労継続支援B型

(3) 地域生活支援事業

- ① 移動支援
- ② 一般相談支援
- ③ 日中一時支援（日帰り）（公益事業）

2 日中活動・居住支援別実施事業

(1) 日中活動事業

- ① 生活介護（区分3～6、50歳以上の区分2）
- ② 就労継続支援B型

(2) 居住支援事業

- ① 施設入所支援（区分4～6、50歳以上の区分3）
- ② 共同生活援助（区分1～6）

3 収益事業

保険診療事業（ふるさと学園医務室）

4 障害児通所支援事業

- ② 児童発達支援（未就学児）
- ② 放課後等デイサービス（小学校・中学校・高等学校）

Ⅶ 今後の事業展開等について

1 今後の拡充・新規検討事業および展開

(1) 日中一時・短期入所・就労継続支援B型・生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス

新規利用児・利用者の獲得に努めるとともに、個別支援計画に基づく支援内容の充実を図ります。

(2) ふるさと学園・ふるさとの森・ふるさとのWA

安定した運営のため、人材確保と育成を継続的に推進し、専門性の高い支援体制を整えます。

(3) 公益的事業

公益的取り組みの「見える化」を進め、「おもいやりネットワーク」等の地域連携事業に積極的に参画し、社会福祉法人としての使命を果たします。

(4) 多様なニーズに応じた住まいの提供

地域生活を希望する利用者に対し、グループホーム等の住まいの選択肢を検討し、地域移行を支える体制を整えます。

(5) 就労継続支援B型事業

生産活動収入の向上を図り、工賃アップにつなげます。併せて利用者の確保と就労意欲の向上に取り組めます。

（６）重度障害児支援の強化

重度障害児の支援体制を段階的に整備し、地域の受け皿としての役割を強化します。

２ 中長期としての取組み

① 園舎等の計画的補修

老朽化への対応と安全確保を目的に、園舎・設備の計画的な補修を進め、利用者が安心して過ごせる環境を維持します。

② 入所棟の新築

利用者の生活環境の質向上を図るため、入所棟の新築を中長期計画として推進します。ユニット化・個室化など、利用者の尊厳を重視した構造を検討します。

③ 防災対策

災害時の事業継続を確保するため、自家発電装置の設置を進め、停電時でも必要な支援が継続できる体制を整えます。

④ 地域共生拠点としての機能整備

地域住民が集い、相談し、支え合える「地域共生拠点」としての機能を段階的に整備し、地域福祉の中核としての役割を強化します。

３ 今年度の取組み

① 園舎等の老朽化対策・安全確保のための補修工事

利用者の安全を最優先に、必要な補修工事を計画的に実施し、安心して過ごせる環境を維持します。

② 入所施設建設用地の造成工事

新築計画に向けた基盤整備として、造成工事を確実に進めます。

③ 入所施設の設計および補助金申請

設計業務を進めるとともに、各種補助金申請の算定を適切に行い、財政的な安定性を確保します。

④ 全事業における新規利用児・利用者の獲得

地域ニーズを踏まえた広報活動、相談支援事業所との連携強化、見学受け入れ体制の整備などにより、新規利用者の確保を図ります。

⑤ IoT導入による業務効率化・職場環境改善

記録の電子化、見守りシステム、情報共有ツールなどの導入を進め、職員の負担軽減と支援の質向上を両立します。

⑥ 職員の働きがい向上施策

コミュニケーションを円滑にする取り組みやメンタルヘルス支援、業務分担の見直し、キャリアパスの明確化など、離職防止と人材定着につながる取り組みを進めます。